

彩の国さいたま人づくり広域連合事務局設置条例

平成11年7月1日
条例第3号

(設置)

第1条 広域連合長の権限に属する事務を処理するため、事務局を置く。

(委任)

第2条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成11年7月1日から施行する。

附 則 (平成18年2月9日条例第1号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年2月15日条例第1号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。